

# 都市公園条例の一部改正について（令和8年10月1日～）

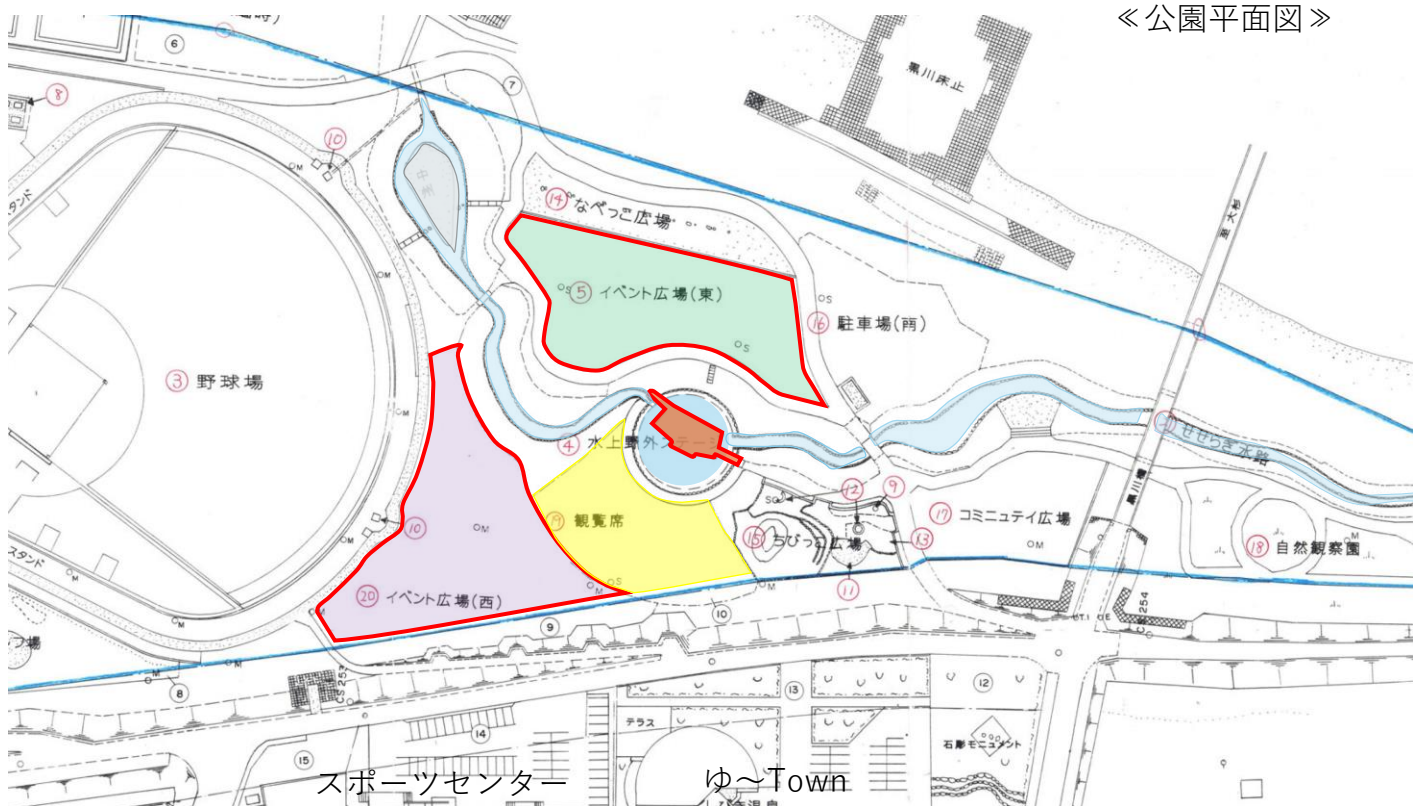
使用料金が発生する対象となる区域は、《図参照》

- ・ 榎引総合運動公園野外ステージ（照明設備・音響設備含む）
- ・ 同 上 イベント広場

区分				使用料	
				改正前	改正後
野外ステージ	照明設備一式			1,060円	1,370円
	音響設備一式			530円	680円
	都市公園の用途以外の使用	入場料金を徴収しない場合	平日	1,040円	1,350円
			土曜日		
			日曜日	1,250円	1,620円
		入場料金を徴収する場合	平日	1,560円	2,020円
			土曜日		
			日曜日	2,080円	2,700円
	都市公園の用途以外の使用	入場料金を徴収しない場合	祝日		
			平日	1,040円	1,350円
土曜日					
日曜日			1,250円	1,620円	
イベント広場	都市公園の用途以外の使用	入場料金を徴収する場合	祝日		
			平日	1,560円	2,020円
			土曜日		
			日曜日	2,080円	2,700円
	都市公園の用途以外の使用	入場料金を徴収しない場合	祝日		
			平日	1,040円	1,350円
			土曜日		
			日曜日	1,250円	1,620円

行商や募金、業として写真の撮影、興業や競技会、展示会、博覧会の開催など、これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用することが対象となります。

《公園平面図》



スポーツセンター

ゆ〜Town